

令和 7 年大和市農業委員会第 8 回総会議事録

令和 7 年 8 月 2 0 日（水）午前 1 0 時開会

大和市役所 5 階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1 番 高 橋 守 委員

8 番 田 邊 義 之 委員

2 番 大 沼 茂 樹 委員

1 1 番 池 田 俊一郎委員

3 番 眞 壁 浩 二 委員

1 2 番 木 村 賢 一 委員

4 番 遠 藤 一 直 委員

1 5 番 長谷川 慶太郎委員

6 番 渡 邊 みどり委員

1 6 番 関 水 好 美 委員

7 番 富 澤 克 司 委員

2. 本日の欠席委員

1 0 番 荻 窪 登 委員

1 4 番 保 田 雄 一 委員

1 3 番 古谷田 和 子 委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 佐藤 祐介

次長 石井 一郎

主査 富田 規裕

主事 近田 拓朗

4. 本日の議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 報告第 2 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

日程第 4 報告第 2 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出
について

日程第 5 議案第 2 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

日程第 6 議案第 2 5 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第 2 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 2 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について

議案第 2 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第 2 5 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 11 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 7 年 8 月大和市農業委員会第 8 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、6 番、渡邊みどり委員、7 番、富澤克司委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、総会資料 1 ページをごらんください。

8 月 2 日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会のさつまいも栽培体験教室が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

8 月 5 日、第 1 回大和市都市計画審議会が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

次に、県許可等の状況でございます。

令和 7 年第 6 回総会、議案第 15 号、深見における資材置場及び駐車場につきまして、令和 7 年 7 月 18 日付で県知事許可となっております。

また、令和 7 年第 6 回総会、議案第 16 号、上和田における自己住宅の使用貸借につきまして、令和 7 年 8 月 7 日付で県知事許可となっております。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 8 月 2 日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会の 2 回目のさつまいも栽培体験教室に参加してまいりました。2 回目の主な作業としては、さつまいものつる返しという作業を参加者の皆さんに行っていただきました。当日は、朝から非常に気温が高く、日差しも強いということで、安全を重視して、まずは深見北コミュニティセンターで座学を行いました。農業応援課の職員を中心に

子どもたちにも楽しく、わかりやすい、さつまいもの栽培に関する講義等を行った後、畑に行つてつる返しの作業を行いました。作業が終わった後、昨年同様、スイカ割体験を皆さんで行い、非常に好評だったと伺っております。

それから、8月5日、第1回大和市都市計画審議会に参加をいたしました。議題については、市街化区域編入に伴う都市計画の変更についてということで、諮問どおりに答申をされました。その他報告事項で、生産緑地地区の変更についてや特定生産緑地の指定について報告があり、審議会委員の皆さんで意見交換等を行いました。

私からは以上です。

○議長 ありがとうございました。

ほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第24号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第4、報告第25号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

報告第24号については議案書1ページの2件が、報告第25号については議案書2ページの5件がございました。案内図は総会資料の3から5ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 報告第25号の1番と2番、資料ですと4ページ、議案書ですと2ページですが、2番の地図の月極駐車場と書いてあるところの南側は作付されてい

るようなのですが、1番と2番のところに建物が建ってしまうと、その作付けしてあるところへの通作はどのような形で行われるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 月極駐車場と書いてある南側のところにつきましては、先月の総会の報告案件として報告をさせていただいていますが、今回の報告第25号の1番と2番と合わせて開発をされる形となっております。

○議長 ほかがございますでしょうか。木村委員。

○木村委員 報告第24号の2番ですが、こちらは家の建て替えを行うのか、それとも登記の地目の変更のみなのか、確認させていただきたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは登記の地目の変更のためとなっています。

○議長 ほかがございますでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第5、議案第24号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題に供します。

受付番号1番から6番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、受付番号1番についてご説明いたします。更新の案件でございます。議案書3ページ、資料は6から7ページになります。

大和市長から令和7年8月5日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は230㎡です。借人の住所、氏名、貸人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。令和7年11月1日から令和8年10月31日までの1年間、使用貸借権を設定して露地野菜の栽培を行う計画です。借人は軽トラックなど農機具を所有し、現在7,151㎡を経営しています。農業経営者1名、農業従事者1名、農業補助者3名で農業経営を行っております。

令和7年8月4日に萩窪委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号2番について説明いたします。新規の案件でございます。議案書3ページ、資料は8から9ページになります。

大和市長から令和7年8月5日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は1,066㎡です。借人の住所、氏名、貸人の住所、氏名は、議案書記載のとおりです。令和7年11月1日から令和8年10月31日までの1年間、使用貸借権を設定して水稻栽培を行う計画です。借人はコンバインなど農機具を所有し、現在4,561㎡を経営しています。農業経営者1名、農業補助者1名で農業経営を行っております。

令和7年8月4日に眞壁会長と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号3番及び4番について、借人が同一のため、まとめて説明いたします。新規の案件でございます。議案書3ページ、資料は10から12ページになります。

大和市長から令和7年8月5日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は2,853㎡です。借人の住所、氏名、貸人の住所、氏名は、議案書記載のとおりです。令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年間、使用貸借権を設定して露地野菜の栽培を行う計画です。借人は新規就農者であり、管理機など農機具を所有し、農業経営者1名で農業経営を開始する予定です。

令和7年8月6日に長谷川委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号5番及び6番について、借人が同一のためまとめて説明いたします。更新の案件でございます。議案書3から4ページ、資料は14から15ページになります。

大和市長から令和7年8月5日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は2,052㎡です。借人の住所、氏名、貸人の住所、氏名は、議案書記載のとおりです。令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年間、使用貸借権を設定して

露地野菜の栽培を行う計画です。借人はトラクターなど農機具を所有し、現在 1 万 8, 2 1 1 m²を経営しています。農業経営者 1 名、農業従事者 3 名、農業補助者 2 0 名で農業経営を行っております。

令和 7 年 8 月 7 日に富澤委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など、農地中間管理事業の推進に係る法律第 1 8 条第 5 項の各要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

受付番号 1 番について、荻窪委員が欠席のため、事務局、お願いいたします。

○事務局 事務局で代読させていただきます。受付番号 1 番については、8 月 4 日に事務局と現地へ赴き、借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されていまして。貸付けることに問題ないと思います。

以上です。

○議長 次に、受付番号 2 番について、私から説明いたします。

受付番号 2 番については、8 月 4 日に事務局と現地へ赴き、借人及び貸人とお会いし、確認をいたしました。現地は管理されていまして。貸付けることに問題はないと思います。

以上です。

受付番号 3、4 番について、長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 受付番号 3、4 番については、8 月 6 日に事務局と現地へ赴き、借人及び貸人とお会いし、確認をいたしました。現地は管理されていまして。貸付けることに問題はないと思います。

以上です。

○議長 続きまして、受付番号 5、6 番について、富澤委員、お願いします。

○富澤委員 受付番号 5、6 番については、8 月 7 日に事務局と現地へ赴き、借人とお会いし、確認いたしました。現地は管理されていまして。貸付けることに問題

ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番から6番について、質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 1番ですが、これは更新ということですが、1年間の契約期間ということで、1年間にされている理由をお聞かせください。

○議長 事務局。

○事務局 総会資料6ページの図をごらんください。今回貸付ける農地は斜線の部分となっていますが、この東側の部分は、現在、貸主の奥様と奥様の叔母様で耕作を行っています。その奥様が1年ほど様子を見て、場合によっては、次回の更新の際に、西側半分だけでなく東側半分もまとめて、一緒に借主に借りてもらうと考えられており、今回の更新は1年契約という形になっております。

○議長 よろしいですか。木村委員。

○木村委員 わかりました。

あと、3、4番ですけれども、新規就農者で5年間という契約期間になったこと、また、借人の住所が横浜市中区になっていて、自宅からここまで通えるのか、それともどこか近辺に家を探しているのか、もう1つ、新規就農者で面積もそこそこありますので、問題なく耕作ができるのか、以上について説明をいただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 まず、契約期限が5年間になった理由について説明させていただきます。

新規就農者である借人を認定新規就農者と認めるためには5年間で契約を行う必要がございます。貸人がこの制度にご理解を示していただきまして、契約期間については5年間という契約になりました。

住所につきましては、実際に住んでいるところは横浜市瀬谷区でございまして、住んでいるところから15分程度で通作できると聞いております。

借人は令和5年1月から令和6年12月まで、平塚市内にある農業法人で農業

研修を受けておりまして、実際に経験があり、問題なく農業を行うことができると考えております。

○議長　そのほかよろしいでしょうか。大沼委員。

○大沼委員　3、4番について、露地野菜をやるのか、それとも自然農法をやるのか、確認したいのですが。

○議長　事務局。

○事務局　環境にやさしい農業をしたいという意向は持っていますけれども、特に自然農法や有機にこだわってはならず、露地野菜をつくると聞いております。

○議長　大沼委員。

○大沼委員　南部地区で自然農法をされている方が、結構広い土地を借りているのですが、草がぼうぼうで作物が見えない状況なのです。今回は露地野菜をやられるということですが、自然農法だと、草が生えて、それをそのまま放置すると、その草の種の影響が近隣にもあると思いますので、膝丈以上は草を刈るとか、そういうことを指導してほしいと思います。

以上です。

○議長　事務局。

○事務局　借人は充電式の刈払機を所有しており、現地につきましては、貸人の了解を得た上で草刈り等の管理についても借人が行っていると聞いています。問題なくしっかりした耕作ができると考えております。

○議長　大沼委員。

○大沼委員　わかりました。

○議長　ほか。長谷川委員。

○長谷川委員　3、4番ですけれども、以前、遠藤職務代理と借人の面談を行いまして、聞き取りを行いました。借人が行う農業は自然農法のような形ではなかったと記憶しております。また、地域の農家の方との調和をとって、トラブルなく、皆さんとうまく農業を進めていってくださいとの念押しはしております。

この畑の草ですけれども、借人が刈払機で全部刈ったそうで、かなり強い気持ちがある方で、自分で農地を借りるのは初めてですが、いろいろ経験や勉強をなさって今に至るという形なので、それもあわせて私は問題ないと思っております。

ます。

○議長　そのほか。遠藤委員。

○遠藤委員　受付番号２番の件ですが、田んぼを新規で１年間ということで、耕作するのは田んぼで米を作るという認識でよろしいでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　田んぼとして借りて、水稻栽培を行う計画です。

○議長　遠藤委員。

○遠藤委員　以前から田んぼで管理されていたということで、確認の意味も含めてですが、この地区の水田については何か問題等はないのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　特に問題ないと考えております。

○議長　遠藤委員。

○遠藤委員　貸主と借主の合意のもとで田んぼとして使用するということですので、温かく推移を見守りたいと思いますが、水源である井戸の更新が不透明な状況と聞いていますので、田んぼを維持しようにも、水源が確保されていないと、貸す、借りるを含めて非常に厳しい状況にあると思います。ましてや、今年は水不足で、田んぼに限らず畑や果樹の生育にも影響が及んでいるというような現状ですので、地域における水源の確保に対するケアや支援など、農業委員会でも発信していただき、田んぼ等を維持するための側面支援も貸し借りの上では必要ではないかと思いますので、この場をかりて意見させていただきます。

○議長　私から一部、補足させていただきます。遠藤委員から話がありました受付番号２番の地域の水源は、井戸からポンプで水をくみ上げて使用していますが、水田組合と井戸等を所有している方々との話をされた結果、来年以降も井戸等については使えるようになったと聞いております。

ほかございますでしょうか。田邊委員。

○田邊委員　受付番号１番の借人についてですが、今回、更新が全部できていないと思うのですが、そちらの減った面積分の穴埋めとか、ほかのところを借りるとか考えていらっしゃるのか、わかれば教えていただければと思います。

○議長　事務局。

○事務局　今回の件に限らず、農地を借りられる当てがあれば、拡大は可能であると聞いています。

○議長　田邊委員。

○田邊委員　今後、規模拡大するに当たって、現状借りている地域の付近で借りたいとか、意向がわかれば教えていただければと思います。

○議長　事務局。

○事務局　農地を借りるにあたって具体的な地域等については、確認をとっていません。

○議長　田邊委員。

○田邊委員　受付番号３番と４番の新規就農者についてですが、平塚で農業の研修をしていたということですが、販路のほうについては何か聞いていますか。

○議長　事務局。

○事務局　まずは大和市内の直売所で販売を行いたいと聞いています。将来的には、横浜の中華街につてがあるそうですので、そちらのほうでも販売することができたらと考えているとは聞いています。また、研修先の法人の販路等も考えているとは、面談の際に聞いています。

○議長　田邊委員。

○田邊委員　今後、規模拡大の意向はあるのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長　事務局。

○事務局　具体的にどこの土地を借りたいなどは未定ですが、本人の希望としては、毎年１反ずつ増やしていきたいと聞いています。

○議長　ほかありますでしょうか。

（発言者なし）

○議長　それでは、質疑を終結いたします。

議案第２４号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について採決いたします。

受付番号１について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長　挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたし

ました。

次に、受付番号２について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号３について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号４について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号５について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号６について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

○議長 続きまして、日程第６、議案第２５号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第25号についてご説明いたします。

令和7年7月30日付で申請を受けています。議案書は5ページ、資料は16、17ページになります。新規の承認申請です。なお、今回承認を求める農園面積は654㎡となります。承認を受けようとする土地、申請人、申請地所有者の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。区画数は全6区画です。令和7年8月5日に関水委員と事務局で現地等の状況を調査しました。

以上の承認申請の内容は、当該農地が周辺との関係等適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであるなど、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いします。

関水委員、お願いします。

○関水委員 本件について、8月5日に私と事務局で現地確認を行いました。現地は管理されておりました、市民農園として使用することに問題ないと思われます。

以上です。

○議長 委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の要件を見ますと、1区画が10a未満で相当数の者を対象とした農地の貸付ということになっています。今回、対象となっている土地の面積は654㎡ということで10a未満となっていますが、相当数の者を対象とした農地の貸付というところは6区画で6名ということで良いのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 6区画で6名が対象となっています。

○議長 木村委員。

○木村委員 貸付の期間は5年を超えない期間との要件がありますが、今回は1年とい

うことになっていますので問題はないと思います。あと、現地の写真を見ますと、今までも同じように市民農園として利用されていたのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 現在は農園利用方式という農業体験をしてもらう形で運営をされています。今回は令和8年1月1日から市民農園として貸すという形に切り替えると伺っています。

○議長 ほか。池田委員。

○池田委員 今回、特定農地貸付けということで、市民農園として開設者が行う手続きはどういうものがあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 貸付け規定を作成していただくことになります。何区画で、何㎡で、どういう形でといった区画割などを作成していただき、貸付協定を市と締結していただいた上、農業委員会へ申請をしていただく形になります。

○議長 池田委員。

○池田委員 特定農地貸付けは農業委員会で審査するわけですが、今回、契約期間が1年ということで、これは毎年更新をするということなのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 農業委員会で審査をする市民農園の開設については今回だけになります。契約期間の1年といいますのは、開設者と利用者の契約期間が1年ということで、1年ごとに更新していくということになります。

○議長 池田委員。

○池田委員 当然、利用者はかわるということなのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 利用者がかわるのか、そのまま継続して更新していくのかについては、利用者次第ということになると考えています。

○議長 池田委員。

○池田委員 一般的には広く市民に利用してもらうということだと思いますが、今回の募集の仕方はどうやるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局　　今回、開設者からは近所の方等で申し込みのあった方を先着順で決めていくと聞いています。

○議長　　そのほかございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員　　地図を見ますと2筆に分かれているように見受けられますが、議案書は1筆になっています。この理由が1つと、100㎡の6区画だと600㎡で、土地の面積は654㎡ですので、この54㎡の差分のところは、通路として利用していくという認識でよいのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　地図上では2筆に分かれているように見えますが、現状は1筆になっています。また、54㎡の差分については通路部分になります。

○議長　　ほかございますか。

（発言者なし）

○議長　　それでは、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第25号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてを採決いたします。

本件について承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長　　挙手全員であります。よって、議案第25号は、承認することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和7年8月大和市農業委員会第8回総会を閉会いたします。

午前10時47分　閉会